入札説明書

沖縄県立美来工科高等学校

沖縄県立美来工科高等学校長が発注する「美来工科高等学校低濃度ＰＣＢ含有懸念又は不明溶接機１３台の更新購入」にかかる一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

１．入札に付する事項

（１）物品名及び数量　　アーク溶接機１３台
（２）物品の特質等　　別添仕様書による
（３）納入期限　　令和９年２月 28 日（日）
（４）納入場所　　沖縄県立美来工科高等学校　機械システム科　溶接実習室
　　沖縄県立美来工科高等学校　土木工学科　施工実習室

２．入札の日時及び場所

（１）日時　　令和８年 11 月 20 日（金）午前 11 時
（２）場所　　沖縄県立美来工科高等学校　小会議室

３．入札参加資格及び条件

次の要件をすべて満たす者とする。

（１） 沖縄県が発注する物品の製造、買入れ、受払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年沖縄県告示第 69 号）に基づく競争入札参加資格者名簿の 29 一般・産業用機器類に登載された者であること。
（２） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び入札参加資格確認申請書の提出日から入札日までに沖縄県の指名停止及び指名除外措置を受けていないこと。
（３）県税（法人事業税）、消費税及び地方消費税について滞納が無いこと。
（４）社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務があるものについては、これらに加入していること。
（５）雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を払っていること。
（６）労働関係法令を遵守していること。
（７）沖縄県内に本店又は支店・出張所があること。
（８）購入物品に関し、点検整備の体制及び物品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
（９）沖縄県物品調達等における暴力団の排除に関する協定書に基づく排除措置を受けていない者であること。

４．入札参加資格等の確認

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格等を確認するために、次の書類を期限までに提出すること。ただし、不備等がある場合は、申込期間内に補正しなければならない。

（１）提出書類

ア　提出書類確認書
イ　法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書写し
ウ　仕様書に基づく応札明細書及びカタログ等の写し
エ　入札保証金に関する書類
オ　その他契約担当者が必要とする書類

（２）提出期間（直接持参は書留郵便）
令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 16 日（金）必着
受付時間：午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
（３）提出場所
沖縄県立美来工科高等学校　事務室
〒904-2172　沖縄県沖縄市越来３丁目 17 番１号
電話：098-937-5309　FAX：098-937-0346

５．物品の仕様書等
（１）別添「アーク溶接機　仕様書」のとおり
（２）仕様書等に関する質問がある場合は、別紙質疑応答書により、FAX にて提出すること。
ア　提出期間　　令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 12 日（木）
（午前９時から午後５時まで、土日・祝祭日を除く）
イ　提出先　　沖縄県立美来工科高等学校（FAX：098-937-0346）
ウ　現場確認　　令和８年 11 月４日（月）から令和８年 11 月 12 日（木）
（午前９時から午後５時まで、土日・祝祭日を除く）
※事前連絡が必要
＊質疑事項により必要と判断した場合には、入札参加希望者全員に
FAX にて通知する。

６．入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
（１）使用言語　　日本語
（２）通　　貨　　日本国通貨

７．入　札
（１）入札参加者は、上記４（１）に定める書類を提出した上で、入札書（別紙様式 56 号その１）を提出しなければならない。ただし、郵送等による提出は認めない。
（２）入札書は２（２）の開札場所に、直接持参して提出すること。
（３）代理人が入札する場合は、必ず委任状（別紙様式）を提出すること。
（４）入札書は、別添仕様書に基づき見積もるものとする。
（５）開札に立ち会う者は、入札参加資格があることが確認された者又はその代理人とする。
（６）入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。
（７）入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に￥マークを表示すること。
（８）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。

〔　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。〕

８．入札保証金に関する事項
別紙入札保証金説明書による

９．入札の無効
次に該当する入札は無効とする。
（１）入札参加資格のない者のした入札
（２）同一人が同一事項についてした２通以上の入札
（３）２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
（４）入札書の表記金額を訂正した入札

（５）入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
（６）入札条件に違反した入札
（７）連合その他不正の行為があった入札
（８）入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10 ．最低制限価格に関する事項
最低制限価格は設定しないものとする。

11 ．落札者の決定の方法
（１） 有効な入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札金額とする。この落札金額について１円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
（２） 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
（３） 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。なお、再度の入札は２回までとする。
（４） 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号に基づき随意契約ができるものとする。

12．契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
（１）保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書（写し）を提出する場合。
（２）国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は本県若しくは本県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る)

13．契約締結の期限
落札者は、落札決定の日から起算して７日以内に契約を結ばなければならない。